

本市における福祉有償運送の必要性について

■ 概要について

1	福祉有償運送とは	・・・	1
2	長久手市福祉有償運送運営協議会	・・・	1
3	福祉有償運送ガイドライン	・・・	2
4	福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ	・・・	3

■ 必要性について

5	障がい者、要介護者等移動制約者の状況	・・・	4
6	公共交通機関等の状況	・・・	6
7	タクシー料金助成等の状況	・・・	6
8	長久手市における福祉有償運送の必要性	・・・	7

1 福祉有償運送とは

「福祉有償運送」とは、道路運送法において登録のもとに認められる「自家用有償旅客運送」のひとつで、単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な高齢の方や障がい者の方のために、通院、通所、レジャーなどを目的として、NPO法人などの非営利法人が行う有償の移送サービスのことです。高齢化社会の進展や障がい者の社会参加にともなって地域に誕生してきました。法令（道路運送法施行規則）では、「福祉有償運送」を以下のとおり定めています。

- (1) 特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う。
- (2) 特定非営利活動法人等の会員で、身体障がい者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由などの障がいを持つ方で、他人の介助によらず移動することが困難であることが認められ、かつ単独でタクシーなど公共交通機関を利用することが困難である方を輸送する。

道路運送法では、第78条において、「自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」と規定されており、いわゆる“白ナンバー”の車両で長久手市において、有償で移送サービスを行う場合は、上記の場合に限り道路運送法第79条に定める「国土交通大臣の登録」を受けることで実施することができます。

2 長久手市福祉有償運送運営協議会

長久手市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営を確保するために必要な事項の協議を行うため、本市では平成24年12月に「長久手市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めました。

【現在の長久手市の実施事業者】

- (1) 特定非営利活動法人百千鳥 【平成25年から開始】
- (2) 社会福祉法人むそう 【平成27年から開始】
- (3) 特定非営利活動法人つづら 【令和2年から開始】

3 福祉有償運送ガイドライン

<登録に必要な主な要件>

運送主体	NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
運送の対象	あらかじめ登録した会員およびその付添人 会員は以下にあげる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることを要するものとする。 ①要支援または要介護認定を受けている者 ②身体障がい者手帳の交付を受けている者 ③その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者（人工透析患者、精神障がい者、知的障がい者など） ※運送の出発地または到着地のいずれかが長久手市内にある場合が対象。
使用車両	使用車両は乗車定員が11人未満の自家用自動車で、次に掲げる車両 ①車いすやストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 ②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 ③セダン型自動車（貨物運送の用に供する自動車を除く） 使用する車両は、運送主体の法人が使用権原を有する必要がある、運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、当該車両の使用に関する契約について、運送主体の法人が車両提供者と書面で締結する。
損害賠償保険	運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上および対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していることまたはその計画があること。
運転者	普通第二種免許所持者、普通第一種免許所持者（過去2年以内において免許の停止がなく、国土交通大臣が認定する講習等を修了し、適正検査を受けられた方）。 なお、セダン等を使用する場合は、上記要件に加えて、運転者又は同乗者が介護福祉士の登録を受けている（ヘルパー研修の修了でも可）、あるいは上記の講習を修了されている必要がある。
管理運営体制	運行管理、整備管理、苦情処理、事故発生時の対応の体制を整備する。なお、車両が5台以上ある場合、法令で定められた人数の運行管理責任者をおく必要がある。
対 価	運送の対価は、営利に至らない範囲において設定することとし、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内であること。

4 福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ

<登録への流れ>

1. 長久手市役所へ申請書を提出
2. 長久手市福祉有償運送運営協議会で協議
 - 長久手市における福祉有償運送の必要性と事業者の安全性などを考慮して判断されます。
 - 運営協議会では、申請者から意見を聴取します。
3. 申請者へ運営協議会での協議結果通知
(「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付)
4. (申請書類に修正事項があれば、修正などの後) 運輸局へ登録申請
5. 登録された、もしくは拒否された旨、運輸局から申請者へ通知
6. 登録の有効期間は2年
期間終了時に更新手続きが必要(更新登録の有効期間は3年)
 - 更新する時には改めて運営協議会での合意が必要となります。

5 障がい者、要介護者など移動制約者の状況

●長久手市の人口等

(単位：人)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
総人口	54,644	55,680	56,627	57,466	58,545	59,499	
高齢者 (65 歳以上)	人数	8,360	8,704	9,055	9,349	9,580	9,804
	構成比	15.30%	15.63%	15.99%	16.27%	16.36%	16.48%

(各年度 3 月 31 日現在)

資料：長久手市ホームページ

●長久手市の障がい者等

(単位：人)

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
総人口	54,644	55,680	56,627	57,466	58,545	59,499	
身体障がい者	人数	1,060	1,053	1,118	1,115	1,127	1,139 (A)
	構成比	1.94%	1.89%	1.97%	1.94%	1.93%	1.91%
知的障がい者	人数	197	199	209	222	236	250 (B)
	構成比	0.36%	0.36%	0.37%	0.39%	0.40%	0.42%
精神障がい者	人数	261	294	329	356	381	405 (C)
	構成比	0.48%	0.53%	0.58%	0.62%	0.65%	0.68%
介護保険認定者	人数	1,193	1,220	1,272	1,303	1,396	1,440 (D)
	構成比	2.18%	2.19%	2.25%	2.27%	2.38%	2.42%
難病患者	人数	282	301	307	271	274	302 (E)
	構成比	0.52%	0.54%	0.54%	0.47%	0.47%	0.51%
移動制約者合計	人数	2,993	3,067	3,235	3,267	3,414	3,536
	構成比	5.48%	5.51%	5.71%	5.69%	5.83%	5.94%

(各年度 3 月 31 日現在)

資料：長久手市ホームページ

※「身体障がい者」…身体障害者手帳所持者、「知的障がい者」…療育手帳所持者、「精神障がい者」…精神障害者保健福祉手帳所持者。

※「介護保険認定者」…介護保険制度において要支援または要介護の認定を受けた者。

長久手市における移動制約者数

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) … 3,536 人 (重複有)
(昨年度：3,414 人)

●移動制約者の内訳（令和2年3月31日現在）

(1) 身体障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数(A)	1139	335	147	250	271	72	64
視覚障がい	65	21	20	5	9	7	3
聴覚・平衡機能障がい	86	7	21	11	15	0	32
音声・言語・そしゃく機能障がい	9	0	0	6	3	0	0
肢体不自由	586	99	98	140	155	65	29
内部障がい	393	208	8	88	89	0	0

資料：「平成31年度福祉行政報告例」

(2) 知的障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	重度	中度	軽度
総数(B)	250	92	70	88
18歳以上	149	58	44	47
18歳未満	101	34	26	41

資料：市福祉課

(3) 精神障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級
総数(C)	405	50	230	125
18歳以上	385	49	215	121
18歳未満	20	1	15	4

資料：市福祉課

(4) 介護認定者数 (単位:人)

	合計	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
総数(D)	1,440	237	204	308	222	173	169	127
65歳以上	1,395	229	200	297	215	168	164	122
65歳未満	45	8	4	11	7	5	5	5

資料:長久手市ホームページ 要介護(要支援)認定者数

6 公共交通機関等の状況(平成 31 年度実績)

(1) バス

区 分		路線	輸送人数 (人)	昨年度人数(人)	前年比	
路線バス (名鉄)		9	1,015,892	1,551,948	65%	※2～4月分
N-バス	中央循環線	2	84,849	94,655	90%	
	福祉の家線	1	13,922	46,091	30%	
	西部線	2	54,146	59,871	90%	
	藤が丘線	1	35,855	48,135	75%	
	三ヶ峯線	1	29,643	33,629	88%	
	東部線	1	2,545	2,355	71%	
	北部線	1	4,050	3,570	113%	
計		9	225,010	260,513	86%	

資料：第 51 回長久手市地域公共交通会議資料

(2) リニモ (東部丘陵線)

		合計	藤が丘	はなみ ずき通	杵ヶ池 公園	長久手 古戦場	芸大通	公園西	愛・地球 博記念 公園	陶磁器資 料館	八草
乗降者 数 (千人)	発	9,225	3,702	540	575	1,246	374	463	863	51	1,411
	着	9,225	3,716	515	562	1,246	373	456	872	52	1,433
計		18,450	前年	18,192	101%増						

資料：第51回長久手市地域公共交通会議資料

7 タクシー料金助成等の状況

(1) 障害者タクシー料金助成 (長久手市役所福祉課)

- ①対象：身体障害者手帳 1～3 級 (3 級は下肢・体幹に限る)、療育手帳 A・B 判定、精神障害者手帳 1、2 級の人
- ②内容：タクシーを利用する場合の基本料金 (上限 650 円) (年間 52 回分のチケットを交付)
- ③契約事業者数：47 事業者 (タクシー19 事業者、車いす 35 事業者、寝台 27 事業者) (重複有) (令和 2 年 4 月 1 日時点)
- ④実績：平成 29 年度 3,193,800 円 (4,996 枚) 382 人に交付
 平成 30 年度 3,263,170 円 (5,142 枚) 414 人に交付
 平成 31 年度 3,417,150 円 (5,398 枚) 436 人に交付

(2) 市営バス「N-バス」の無料乗車（長久手市役所安心安全課）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人及びその付添人1人、中学生以下の小人、就学児童に同伴保護者、妊婦など
- ②利用：降車時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することで乗車料金（100円）が無料。
- ③実績：平成31年度 177,056人 全体利用者225,010人の78.69%
（昨年：平成30年度 204,400人 全体利用者260,513人の78.46%）

(3) リニモの運賃割引（愛知高速交通株）

- ①対象：第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）で第1級の認定を受けている方
- ②内容：身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を乗車券発売窓口に掲示すること等により、旅客運賃の割引が受けられる。割引金額は、介護者と同伴の場合に限り、本人と介護者お二人とも運賃を割引（割引率50%）。

(4) タクシー料金割引

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：迎車料金等を除く規定料金の10%を割引

(5) 有料道路通行料の割引

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体に障害のある人が自ら運転する場合又は第1種身体障害者若しくは第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転して有料道路を利用する場合に通行料金を割引（割引率50%）。

8 長久手市における福祉有償運送の実績

(1) 各法人の実績

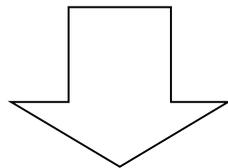
法人名	利用実績		実人員		備考
	H31年度	H30年度	H31年度	H30年度	
(特非)百千鳥	325	354	10	10	
(社福)むそう	513	692	9	8	
(特非)つづら					R2.4~12:444件
合計	1,282	1,046			
前年比	123%増	155%増			

主な利用目的：通院、買い物

9 長久手市における福祉有償運送の必要性

【現況】

- 人口は、令和2年4月1日現在 59,499 人、高齢化率は、16.48%であるが、今後、高齢化率が高くなることが予期される。
(人口は2035年にピークとなり、以後は同程度の推移)
- 障がい者数(身体、知的、精神)は、平成31年4月1日現在 1,794 人(重複含む)であり、1年前と比較すると50人増加している。
また、今後も人口増・高齢化により増加が見込まれる。
- 現在、本事業を利用している人は、通院や買い物の目的の人が多く、かつ、バスなどの公共交通機関を利用することが困難な人の利用が多い。このことから多くの人がドアトゥードアの移動を必要としていると考えられる。



今後も人口増加・高齢化に伴い、障がい者、要介護認定者の移動制約者数が増加すると見込まれることや、個々の障がい特性に応じた支援が求められていることから、今後も継続して福祉有償運送に取り組む必要があると考えられる。